

特集Ⅰ

受益者連続型
信託の活用

公認会計士・税理士：成清 紘介
公認会計士：曾我部 舞

目	次
1 受益者連続型信託のスキーム 65	ロ 課税関係 71
(1) 概要 65	ハ 受益権の評価 71
(2) 後継ぎ遺贈との相違点 66	(2) 複層化された受益者連続型信託の 特例 71
(3) 具体的な要件 67	3 留意点 72
イ 有効期間 67	(1) 課税負担の不均衡性 72
ロ 受益者に指定できる者 68	イ 問題の所在 72
(4) 主な活用方法 68	ロ 受益者連続型信託より課税負担 の軽減が見込まれる遺贈の例 72
イ 被相続人の希望を反映した財産 承継の設計 68	(2) 遺留分減殺請求権の対象範囲 74
ロ 円滑な事業承継への活用 69	(3) 受託者の公平性確保の必要性 76
2 課税関係及び受益権の評価 70	(4) 将来における信託内容の変更可否 76
(1) 原則的な受益者連続型信託 70	
イ 概要 70	

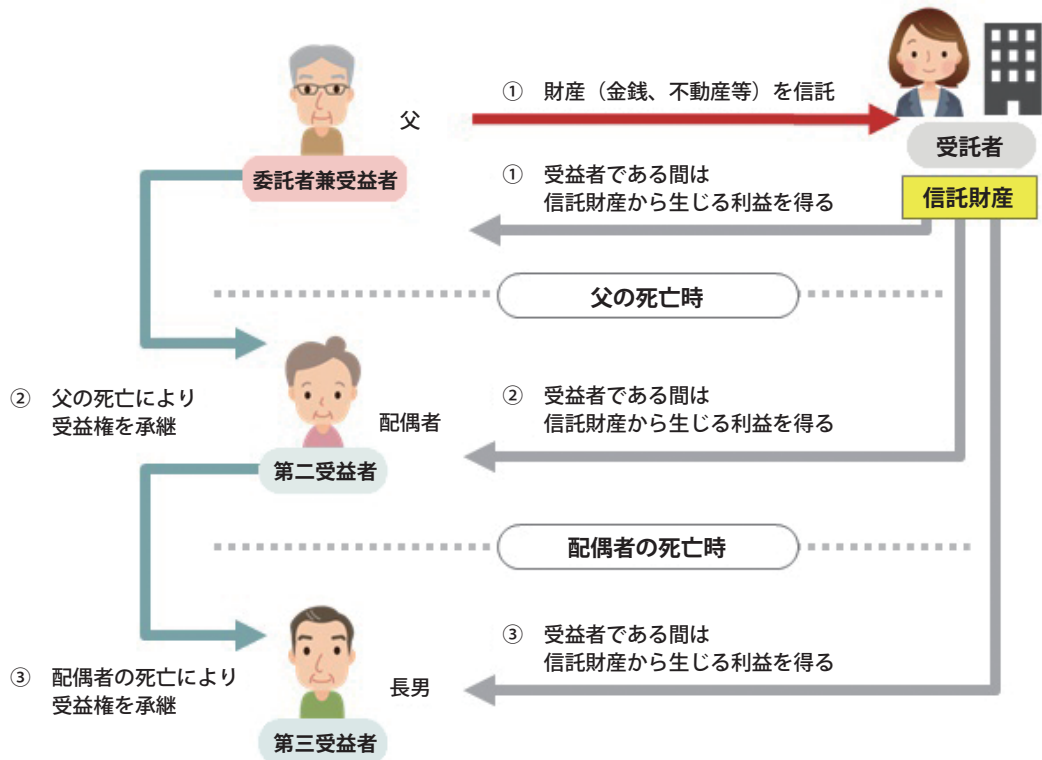
1 受益者連続型信託のスキーム

(1) 概要

受益者連続型信託とは、あらかじめ定めた複数世代の承継先に、有効期間の範囲内で受益権を承継することができる信託である（信託法91）。例えば、委託者（父）が所有する財産（金銭、不動産等）を信託会

社に信託し、当初受益者を父とした場合、「父が死亡した場合には次の受益者を配偶者とし、その配偶者が死亡した場合には次の受益者を長男とし、その長男が死亡した場合には次の受益者を次男とする」と信託行為（信託契約等）に定めることにより、受益権の承継先を指定することができる。

図表 1 受益者連続型信託の概要



(2) 後継ぎ遺贈との相違点

一般的に、法定相続人以外に財産を承継する場合は、贈与又は遺贈が利用されるが、これら民法上の行為について、「後継ぎ遺贈」が有効であるか否かについては意見が分かれている^{*1}。

いわゆる後継ぎ遺贈とは、「遺言者から第一次受遺者へ、そして、遺言者の意思によって定められた条件の成就や期限の到来によって、第一次受遺者から第二次受遺者へ遺贈利益が移転する遺贈である。」といわれている^{*2}。遺言者が所有する財産の相続先を、遺言者の相続人（一次承継先）

のみではなく、相続人の相続先以降（二次承継先以降）の複数世代にわたって指定する形態の遺贈である。例えば、遺言者Aが所有する財産について、「Aが死亡した場合には配偶者Bに相続させ、その配偶者Bが死亡した場合には長男Cに相続する」と遺言書に定める遺贈のことをいう。このような遺言をした場合、配偶者Bから長男Cへの相続（二次承継）が有効となるか否か、つまり配偶者Bが長男Cに財産を承継することに法的拘束力があるか否かが論点となっている。

後継ぎ遺贈の効力を争った、最高裁昭和

^{*1} 香取稔「条件・期限・負担付の遺贈についての相続税課税上の問題～後継ぎ遺贈を中心として～」(税務大学校論叢28号1997年)344～349頁参照

^{*2} 前出*1 311頁参照

58年3月18日第二小法廷判決（判例タイムズ496号80頁）（以下「58年判決」という。）では、後継ぎ遺贈が無効であるとした原審の判断^{*3}が破棄差し戻され、後継ぎ遺贈が有効となる可能性がある点が示唆されている。同判決では、遺言書の条項の文言を形式的に解釈して無効と判断するのではなく、遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮し、遺言者の真意を探求し当該条項の趣旨を確定すべきとし、後継ぎ遺贈を形式的に無効とすべきではないと結論付けている^{*4}。しかし、58年判決は、民法上の後継ぎ遺贈の有効性について明確な判断を示していない。

この点、平成19年に施行された改正信託法において受益者連続型信託の規定が設けられ（信託法91）、信託を活用することにより後継ぎ遺贈が有効となることが明文化された。信託法改正要綱の補足説明において、「このような受益者連続の信託については、個人企業経営、農業経営における有能な後継者の確保や、生存配偶者の生活保障等の必要から、共同均分相続とは異なる財産承継を可能にする手段としてのニーズ

が考えられ、当該ニーズに対しては、専門家（＝受託者）の長期安定的な活用という観点で、信託の機能に合致するとの期待も指摘されている」^{*5}と述べられており、受益者連続型信託は後継ぎ遺贈に対するニーズに応じて法整備されたものといえよう。

（3）具体的な要件

イ 有効期間

受益者連続型信託の受益者を指定できる期間には制限がある。信託法91条は、「当該信託がされた時から30年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。」と規定している。複雑な条文であるが、実務上は、信託設定時から30年^{*6}経過した後、ある生存者が受益権を取得すると、その者の死亡またはその受益権の消滅によって信託は終了し、それ以上は受益者の定めがあっても効力は有しないと解されている^{*7}。

つまり、受益権がA→B→C→D→Eと承継される旨の信託行為（信託契約等）に

^{*3} 原審は従前の無効説を踏襲し、現行の民法には関係者相互間の法律関係を律する明文の規定がないため、第二次受遺者の遺贈利益については法的保護が与えられておらず、實際上複雑な紛争を生じせしめる恐れがあり、二次承継は遺言者の希望を述べたものに過ぎないため、無効であると判示した（第一次受遺者に対する単純遺贈のみ有効）。

^{*4} 58年判決では、本事例の後継ぎ遺贈は、原審のように単なる単純遺贈と解するのではなく、負担付遺贈、停止条件付遺贈、期限付遺贈のいずれかに該当する余地があると判示している。それぞれの遺贈の定義及び課税関係については3(1)にて述べる。

^{*5} 法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」第62参照

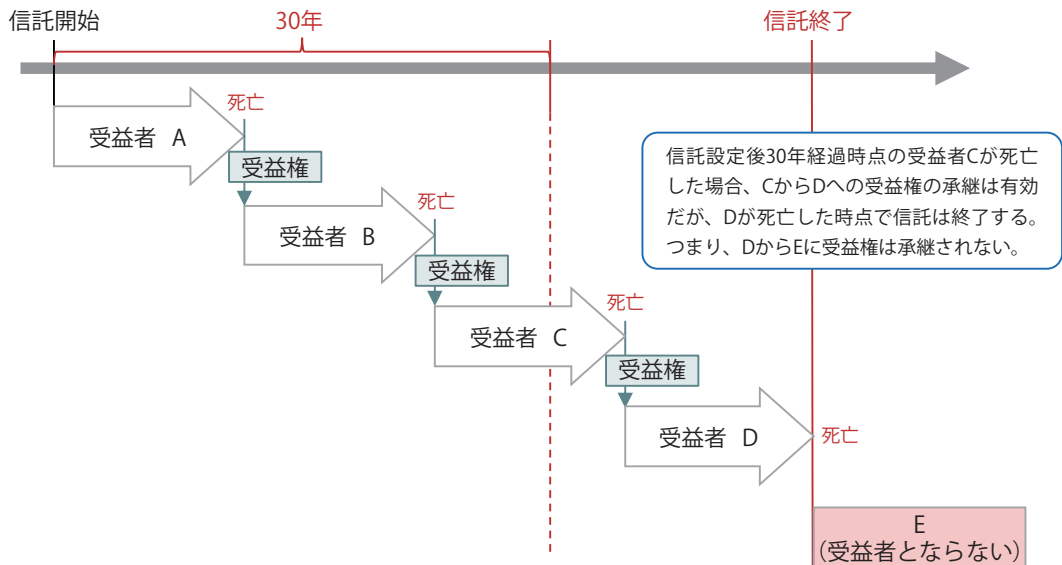
^{*6} 有効期間については、「委託者の自由の問題と財産権秩序あるいは財産の効用の最大化のバランス」という点や「委託者の目の届く範囲、鑑識眼の及ぶ範囲で有効と認めるべきではないか」というような観点」を考慮すべきと指摘され（法制審議会信託法部会第28回議事録）、最終的には30年と決定された。ただし、30年という一定期間に確たる根拠は示されておらず、「今後の運用のあり方、ニーズの態様によって、将来的な見直しもあり得る」と述べられている（同第30回議事録）。

^{*7} 信託法91条に定める有効期間について、「信託設定時から30年を経過した時に生存している者は、その後、順次、受益権を取得できるとする」という解釈が存在する。しかし、そのように解すると100年後でも「現に存する」のであればよいことになり、限界を画せなくなるため、「30年を経過した時以後に」が「取得した」に係っていると理解すべきである（道垣内弘人「信託法」（有斐閣 2017年）308頁参照）。

において、信託設定後30年経過時点の受益者がCであった場合は、CからDへの受益権の承継は有効となるが、Dが死亡した時点

で信託が終了するため、DからEへの受益権の承継は無効となる。

図表2 有効期間の考え方



□ 受益者に指定できる者

信託契約で受益者に指定できる者は、信託設定時点ではまだ存していなくてもよい。これから生まれてくる孫などを受益者に指定することも可能であるが、当該者が受益権を取得する時点では存していなければならない^{*8}。なお、民法886条1項と同様の解釈から、存する者には胎児も含まれると解される^{*9}。

また、信託法91条では、受益者として指定できる者に特に制限が設けられていないため、親族以外の者を受益者に設定するこ

ともできると解されるが、相続人の遺留分を侵害しないように留意する必要がある。遺留分の取り扱いについては、後述3(2)にて説明する。

(4) 主な活用方法

イ 被相続人の希望を反映した財産承継の設計

被相続人が将来の受益権の承継先を指定することにより、被相続人の希望に沿った財産承継の流れを設計することができる。

例えば、被相続人A（再婚しており、先

^{*8} 法制審議会信託法部会第29回議事録において、受益者が信託設定の時にまだ存在していないという場合があり得ると述べられている。

^{*9} 民法886条1項は「胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。」と規定し、例外的に胎児に権利能力を認めている。

妻との間に長男が存する)が賃貸用不動産を所有しており、自分が死亡した後は、賃貸用不動産より得られる賃貸収入を後妻に帰属させ、後妻が死亡した後は、賃貸収入及び残余財産を長男に承継させたいと考えていると想定する。

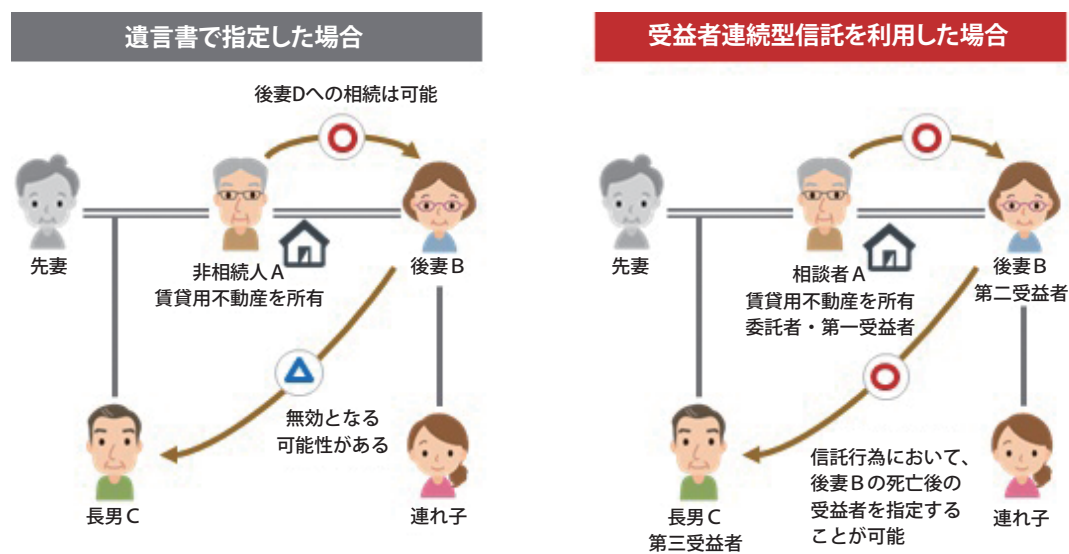
ここで、通常の遺言を利用すると、Aが「自分が死亡した場合には賃貸不動産を後妻に相続させ、後妻が死亡した場合には当該不動産を長男に相続させる」旨の遺言を残したとしても、後妻への相続は有効だが、前述のとおり、後妻から長男への相続の指定は無効と考えられる。この前提に基づく

と、後妻は長男に財産を相続させる義務はなく、後妻は不動産を自由に処分し、又はその相続先を指定することができることとなり、長男に財産を承継したいというAの目的の達成が難しくなる。

一方、受益者連続型信託を活用する場合は、後妻の相続先を長男に指定することができるため、Aの希望に沿った財産承継が可能となる。

本ケース以外にも、例えば先祖代々受け継いできた財産を直系血族のみに承継させるとする財産承継を設計することも可能となり、財産の分散防止にも活用が見込まれる。

図表3 財産承継への活用



□ 円滑な事業承継への活用

中小企業のオーナーが自社株式を信託したうえで、後継者となる者を順に受益者として指定しておくことで、円滑に事業を承継することが可能となる。

例えば、中小企業のオーナーであるAは、自分の死亡後は長男Bに事業を承継したい

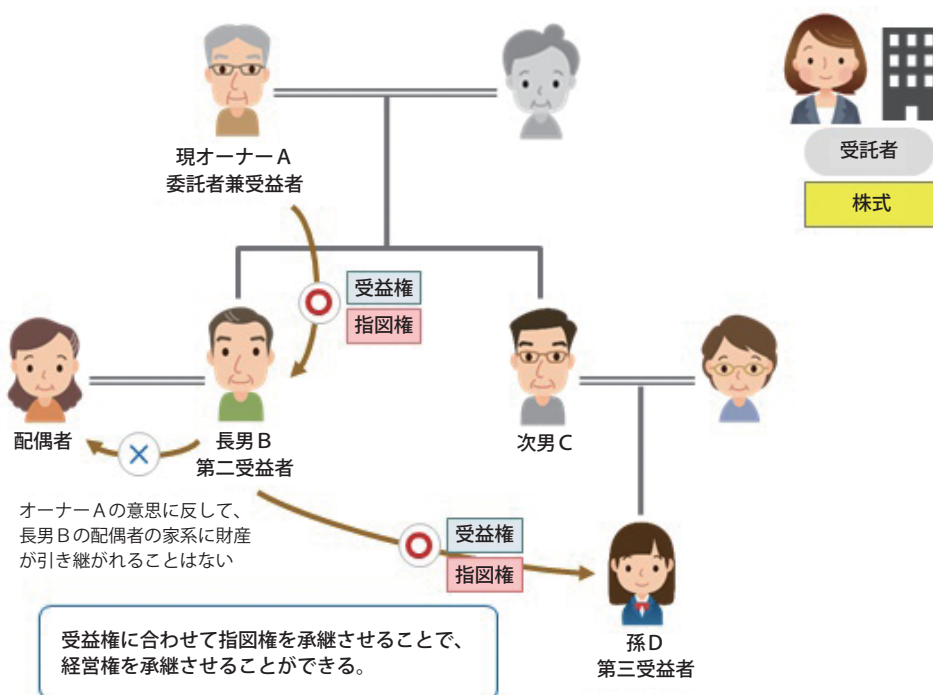
が、長男Bには子供が存しないため、長男Bの死亡後は次男Cの子（孫）Dに事業を承継したいと考えている。この場合、自社株式を信託したうえで、Aを委託者兼受益者、長男Bを第二受益者、次男の子（孫）Dを第三受益者に指定する受益者連続型信託を活用することで、Aの希望通りに自社

株式を承継することが可能となる。

ここで、信託財産である自社株式の所有者は受託者であるため、議決権の行使等の株主としての権利行使は受託者が行うこととなる。受託者は受益者に忠実義務を有し、利益相反行為を制限されるものの（信託法30及び31）、必ずしも受益者の意思に沿っ

て議決権を行使するとは限らない。そこで、受益者の意思に沿って議決権が行使されるよう、受益者を指図権者^{*10}と設定し、受益者の承継に合わせて指図権が承継されるよう信託行為（信託契約）に明記すれば、受益権の承継に伴って経営権（指図権）を承継させることができるものと考えられる。

図表4 事業承継への活用



2 課税関係及び受益権の評価

(1) 原則的な受益者連続型信託

イ 概要

課税法上の受益者連続型信託は、実態に着目して広く定義されており、以下の信託

を含んでいる（相法9の3①、相令1の8）。

- ① 受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する信託（信託法第91条に規定する信託）
- ② 受益者指定権等^{*11}を有する者の定めのある信託（信託法89条①に規定する

^{*10} 指図権者とは、信託された財産の管理、運用及び処分の方法について指図をすることができる者のことをいう。信託法に規定はないが、信託契約により委託者又は受益者に付与できると解されている。詳細は本誌別稿「指図権を用いた信託の活用」（87頁）にて解説する。

^{*11} 受益者指定権等とは、「受益者を指定し、又はこれを変更する権利」である（信託法89条①）。信託行為（信託契約）にて定めることにより効力を有すると解される。

信託)

- ③ その他上記①及び②の信託に類するもの（相続税法施行令第1条の8に規定する信託）^{*12}

□ 課税関係

受益者連続型信託は、受益者が連続しない通常の信託と同様に、基本的には受益者が信託財産を直接有するものとみなして課税される^{*13}。

つまり、受益権が移転する都度、受益者が信託財産の全てを贈与（遺贈）により取得したものとみなして課税され（相法9の2①②③⑥）、信託期間中は、受益者が所得税（法人税）及び消費税の申告をする必要がある（法法12①、所法13①、消法14①）。また、受益者連続型信託は有効期間経過時又は当事者間の合意等の理由により終了するが、信託終了時の課税関係についても通常の信託と同様となる（相法9の2④）。課税関係の詳細については、本誌別稿「信託税制の概要」（40頁）を参照頂きたい。

ハ 受益権の評価

受益者連続型信託の受益権評価には相続税法9条の3第1項の特例が適用され、受益権に期間制限等の制約が付されていないものとみなし、通常の信託と同様、課税時期における信託財産の価額によって評価することとなる。当該課税評価額については、相続税法基本通達9の3-1等においてその取扱いが例示されており、具体的な評価額算定方法については本誌別稿「信託税制

の概要」（40頁）を参照頂きたい。

この結果、Aが所有する不動産を信託し、Aを委託者兼第一受益者、Bを第二受益者、Cを第三受益者とする信託行為（信託契約等）をした場合において、信託行為をした時点では課税関係が発生しないが、受益権がAからBに相続された時点で、当該相続時点における信託財産の評価額を基礎としてBに相続税が課税され、受益権がBからCに相続された時点で、当該相続時点における信託財産の評価額を基礎としてCに相続税が課税されることとなる。

ここで、受益者連続型信託の受益者は、前の受益者が死亡したことにより新たな受益者となり、自身の死亡等の一定の事由を満たすまでの期間、信託財産より生じる収益を得る権利を有するが、信託財産を処分等する権利を有していないため、受益権より得られる経済価値に制約が設けられている。しかし、前述したとおり、税法上は、このような期間制限等の制約は付されていないものと考え、信託財産そのものを受益者が有するとみなして課税されることとなる（相法9の3①）。

このように、受益者連続型信託を活用すると租税負担が重くなるという問題が生じるため、早急な見直しを望む声が上がっている。この点については3(1)にて詳細に論じる。

(2) 複層化された受益者連続型信託の特例

受益者連続型信託の受益権が収益受益権

^{*12} 死亡以外の理由（一定期間の経過又は一定の事象の発生）によって現受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たに受益権を取得する信託も含まれる。

^{*13} ここでは一般的な事業承継又は資産承継における信託のスキームで利用される受益者等課税信託について解説する。法人課税信託及びその他の信託は受益者以外に課税されるが、その課税関係については本誌別稿「信託税制の概要」（40頁）を参照頂きたい。

と元本受益権に複層化された場合には、収益受益権の評価額は信託財産の評価額と同額とし、元本受益権の評価額は零とする^{*14}（相基通9の3-1(2)(3)）。そのため、収益受益権の承継者は、受益権を取得した段階で信託財産の評価額に基づく相続税（贈与税）を負担する一方、元本受益権の承継者には課税関係は生じないこととなる。ただし、当該信託が終了し、元本受益者が当該信託の残余財産を取得した場合は、当該残余財産を遺贈（贈与）により取得したものとみなされ、相続税（贈与税）が課税される（相法9の2④、相基通9の3-1(3)注書き）。

ただし、収益受益権には元本を消費する権利がないにも関わらず、消費することが不可能な元本部分を含む信託財産の全額について課税されるため、収益受益権者の課税負担が重くなるという問題点が生じる。

3 留意点

(1) 課税負担の不均衡性

イ 問題の所在

受益者連続型信託は、前記1(4)で論じたとおり、委託者の意思に沿った、複数世代の財産承継及び事業承継を設計できる一方、2(1)で論じたとおり、受益権が承継される都度相続税が課税され、さらには、その評価額は相続発生時の信託財産の評価額と同額となるため、租税負担が大きいいえる。

例えば、委託者兼受益者である父親Aの有する受益権が、第二受益者である配偶者B、第三受益者である長男Cに承継される

受益者連続型信託の場合は、配偶者Bへの承継、長男Cへの承継について、それぞれ課税される。一方、以下□に述べる遺贈によると、受益者連続型信託と同様の経済効果となるにも関わらず、課税負担が軽減される可能性があるため、税金対策からこれらの遺贈が利用される恐れがある。しかし、前記1(1)で述べたとおり、これらの遺贈は後継ぎ遺贈に類するものとして58年判決で例示されたものであり、個々の事案の解釈によっては後継ぎ遺贈に該当するとして無効となり、複雑な紛争を生じせしめる可能性がある。

受益者連続型信託は、民法上の後継ぎ遺贈の有効性が不安定である状況を受けて明文化されたものであり、今後の資産承継・事業承継への積極的な活用が期待されているため、現状のような課税負担の不均衡性の見直しが望まれる。

□ 受益者連続型信託より課税負担の軽減が見込まれる遺贈の例

(イ) 負担付遺贈

負担付遺贈とは、遺贈者が受遺者に対して、財産を相続させる代わりに一定の債務（義務）を負担させる遺贈のことをいう。負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責任を負う（民法1002①）。

父親Aが長男Cに対して、配偶者B（長男Cにとっての母親）への一定期間の給付を負担させるような負担付遺贈によって財産を承継する場合は、長男Cへ

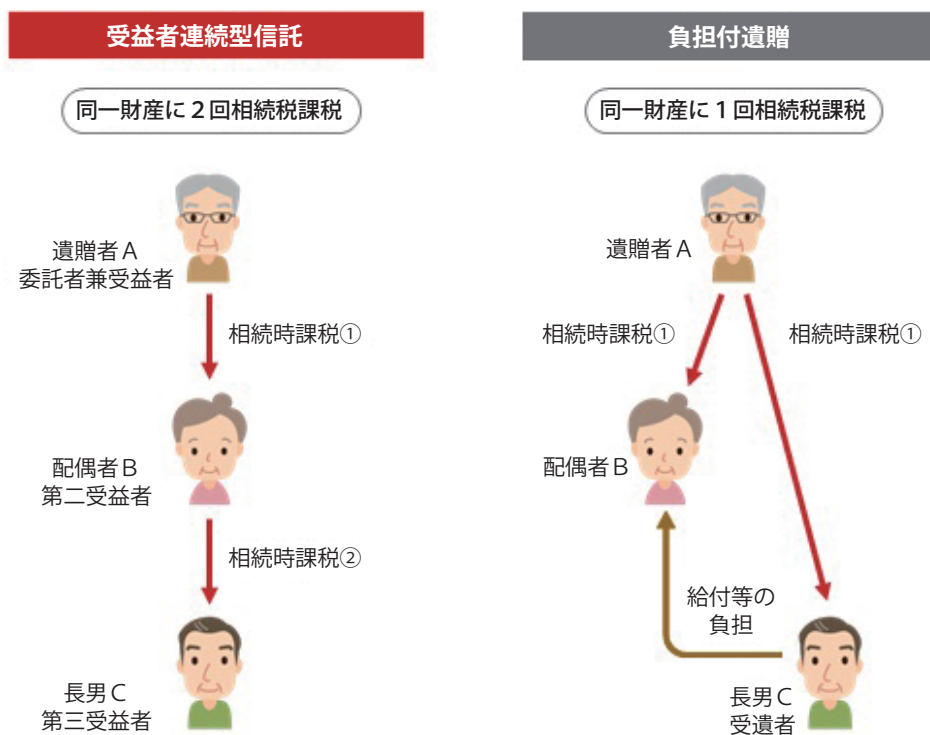
^{*14} 受益者連続型信託の収益受益権を法人が有する場合は、通常の収益受益権と同様に計算し、当該受益者連続型信託の元本受益権の評価額についても、通常の元本受益権と同様に計算する（相法9の3①但し書き、相基通9の3-1(3)括弧書き）。

の承継の1回のみ課税となり、受益者連続型信託より課税負担が軽減される^{*15}。

この点については、受益者連続型信託と負担付遺贈の課税負担の均衡が図られていないとして、信託協会からも税制改正に関する要望が提出されている^{*16}。例えば、信託設定時に信託受益権の内容が

確定している受益者連続型信託については、受益者連続型信託の課税の特例の適用対象から除外し、期間制限等の制約を考慮に入れて受益権を評価し、信託設定時に1回限りの課税とすることで、負担付遺贈と同様の経済的効果とするべきとの意見が提出されている。

図表5 受益者連続型信託と負担付遺贈の課税関係



（出典） 信託協会「平成28年度税制改正に関する要望」を一部改変

（ロ） 停止条件付遺贈

停止条件付遺贈とは、条件として記載された内容が成就するまでの間、その遺言の効果を停止させ、「その条件が遺言

者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時から効力を生ずる」遺言である（民法985②）。

例えば、父親Aが長男Cに対して、「配

^{*15} 負担付遺贈により取得した財産の価額は、負担がないものとした場合における当該財産の価額から当該負担額（当該遺贈のあった時において確実と認められる金額に限る。）を控除した価額によるものとする（相基通11の2-7）。一方、当該負担額の受益者は当該負担額に相当する金額を、遺贈によって取得したこととなる（相基通9-11）。

^{*16} 信託協会「平成28年度税制改正に関する要望」

偶者Bが死亡したら長男Cに遺贈する」という条件が付された遺贈によって財産を承継した場合、条件が成就した時（Bの死亡時点）に遺言の効果が生じる（相基通1の3・1の4共－9(1)）。Aの死亡時点においては、停止条件が付いた財産は未分割財産として取り扱われ、相続人たる配偶者Bが当該未分割財産を取得したものととして相続税を申告する（相基通11の2－8）。その後、条件が成就した時（Bの死亡時点）にCが財産を取得し、相続開始時の評価額で相続税を負担する（相基通27－4(9)注書き）。一方、B（実際にはBの相続人）は、条件成就に伴い未分割財産に対する権利を失うので、修正申告又は更正の請求によって、相続税の還付を受ける（相法32①六、相令8②三）。

以上より、BはAの死亡時に相続税を負担するが、後日還付を受けることができるため、最終的にはCへの承継の1回のみ課税されることとなる。ただし、この場合は、Bが受けた遺贈利益（遺贈財産を条件成就するまで使用収益した利益）が結果的に課税されないこととなるため、例えばBとCとの間で、享受した遺贈利益に基づき按分して課税する等検討の余地があると考えられている^{*17}。

(ハ) 期限付遺贈

いわゆる期限付遺贈とは、遺言者の死後にある事実が到来した時を始期（効力

の発生）又は終期（効力の消滅）とする期限の付された遺贈である。

58年判決では、「配偶者Bが死亡したら長男Cに遺贈する」という条件の付された「後継ぎ遺贈」は、Bは財産の処分を禁止され、実質上は当該財産に対する使用収益権を付与されたにすぎず、CがBの死亡を始期とする期限付遺贈を受けたと解する余地があると示唆されている。

課税法上、期限付遺贈の課税関係は明確にされていないが、Aの死亡時において、Cは「Bが死亡したら財産を取得する」という財産引渡請求権という債権を取得し、Bは一定期間の収益を受ける権利を取得したと解されている^{*18}。ただし、両者が取得する財産の性質が完全な所有権ではないことから、両者の課税負担額は複利現価の方法等によって評価されるものと指摘されている。

以上の結果、Aの死亡時にBおよびCへの承継への1回のみ課税されることとなる。

(2) 遺留分減殺請求権の対象範囲

受益者連続型信託においては、受益者は信託契約の定めによって受益権を取得するが、当該取得は贈与、相続又は遺贈による承継には該当せず、また信託法には受益者連続型信託と遺留分との関係について規定がないため、遺留分減殺請求^{*19}の対象にな

^{*17} 前出1 334頁参照

^{*18} 前出1 323～324、336頁参照。なお、遺贈財産が土地の場合は、Bが取得する使用収益権は零と評価される（昭和48年11月1日付直資2-189「使用貸借に係る土地についての相続税及び贈与税の取り扱いについて」通達）。

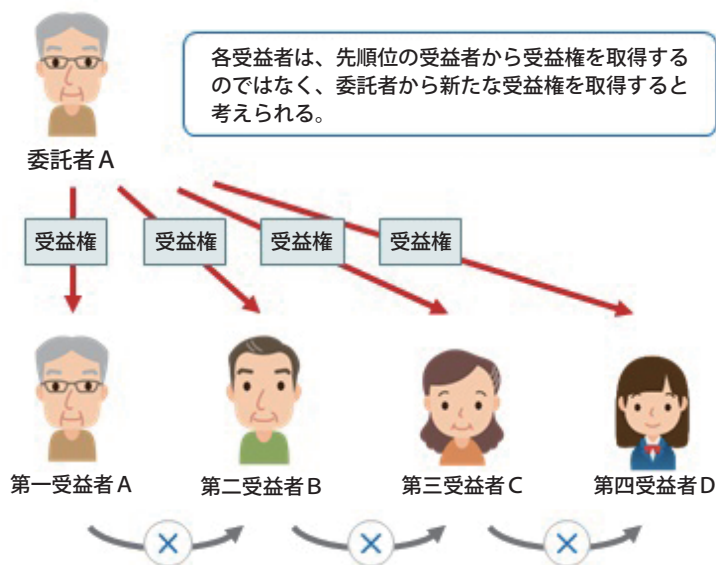
^{*19} 遺留分減殺請求とは、遺留分を侵害されている相続人が、遺留分を侵害している受遺者や受贈者に対してその侵害額を請求することである。被相続人が特定の相続人等に遺産のほとんどを譲るといった内容の遺言を残した場合など、特定の相続人にだけ有利な内容の遺産分配がなされた場合に、法定相続人（兄弟姉妹を除く。）が自己の最低限の遺産の取り分を遺留分として確保することができる制度である（民法1028～）。

るか否かが論点となる。この点、東京地裁平成30年9月12日判決（金法2104号78頁）において、受益者連続型信託の信託条項の一部が、遺留分制度を潜脱する意図で定められているため、公序良俗に反して無効であるとの判決がなされている^{*20}。ただし、当該判決は、一次承継における遺留分減殺請求を認めるものであり、受益者連続型信託における二次承継以降の遺留分減殺請求の取り扱いについては明確にされていない。

実務上は、委託者兼受益者Aから第二受益者Bへの承継（一次承継）については、他の相続人に遺留分の権利が生じるが、二次承継以降は遺留分減殺請求の対象にはならないとする考えが有力である。これは、

信託法上は、二次承継以降の受益者は、先順位の受益者から受益権を承継取得するのではなく、先順位の受益権は消滅し、受益者は委託者から新たな受益権を取得すると解されるためである^{*21}。つまり、第二受益者Bは、Aが死亡してからBが死亡するまでの間の期間制限付受益権を委託者Aから直接取得し、第三受益者Cは、Bが死亡してからCが死亡するまでの間の期間制限付受益権を委託者Aから直接取得すると考える。この考え方に基くと、遺留分減殺請求の対象者は、委託者Aの相続人のみとなる。ただし、減殺請求対象者及び対象範囲等の詳細については、明確な規定がないことから、今後の動向が注目される。

図表6 信託法における受益権承継の考え方



^{*20} 被相続人が所有する不動産を信託財産とする受益者連続型信託を設定したところ、経済的利益が発生しない不動産まで含めて信託の目的財産とすることは、遺留分制度を潜脱するもので公序良俗に反するとし、信託契約の一部が無効であるとの判決がなされている（平成30年9月12日東京地裁判決）。

^{*21} 後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託において、「第2次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得するものと法律構成されることになる」とされている（寺本昌広「逐条解説 新しい信託法（補訂版）」（商事法務、2008年）260頁）。

(3) 受託者の公平性確保の必要性

通常の信託と同様に、委託者は受託者に信託財産の管理を委任することとなるが、受益者連続型信託の場合は当該受託者の公平性が特に重要となる。

例えば、委託者兼受益者Aの後妻Bを第二受益者、先妻との間の長男Cを第三受益者とし、長男Cを受託者と設定した場合を想定する。後妻Bと長男Cの関係が良好ではなく、両者の利益が相反する場合には、後妻Bに帰属する利益を減らす行動に出る可能性がある。受託者は受益者に忠実義務を有し、利益相反行為を制限されるものの(信託法30及び31)、このようなリスクを完全に回避することはできない。

従って、将来の受益者間のトラブルを防ぐために、信託契約の目的に沿って公平に信託財産を管理できる、信頼に足る者を受託者に設定することが望ましい。信頼できる親族がない場合は、費用はかかるものの、信頼に足る信託銀行や信託会社等を受託者に選任する、又は公平な第三者を信託監督人(信託法131～137)に選任し、信託監督人に受託者を管理してもらうことが考えられる。

(4) 将来における信託内容の変更可否

受益者連続型信託においては、受益権の承継先を複数世代にわたって指定することにより、委託者の意思に沿った形で財産を承継させることが可能となる。ただし、委託者が信託を設定した時点においては望ましい承継の形であったとしても、各受益者に受益権が承継される時点では状況が変わっている可能性がある。

仮に、将来において受益権の承継先を変更する場合、又は信託を終了させたい場合に、信託行為(信託契約)に特段の規定を設けない限り、信託内容の変更は原則として委託者、受託者及び受益者の合意が必要となるが、それぞれの利益が相反する場合はトラブルが生じるリスクがある。

そのため、信託期間が長期かつ複雑となる可能性のある受益者連続型信託については、将来の状況の変化を想定し、信託内容の変更の可否を検討し、変更できる場合はその権限者を考慮したうえで、信託行為を行う必要があると考えられる。例えば、信頼できる者に受益者指定権等を付与するよう信託行為(信託契約)に定めておくことで、必要に応じて受益者指定権等を行使して、受益者を変更させることも可能である(信託法89①)。



成清 紘介
(なりきよ・こうすけ)

野村資産承継研究所
研究課長

- ◆**経歴** PwCあらた有限責任監査法人等を経て、現職。公認会計士・税理士
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 研究課長
- ◆**共著** 『非上場株式の評価ガイドブック』（ぎょうせい）
『事業承継対策ガイドブック』（ぎょうせい）



曽我部 舞
(そがべ・まい)

野村資産承継研究所
副主任研究員

- ◆**経歴** PwCあらた有限責任監査法人、株式会社KPMG FAS等を経て、現職。公認会計士
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 副主任研究員